

市政記者各位

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に関する コールセンターの開設と申請受付の開始について

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯の自立支援を目的として実施する「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の支給に向け、下記のとおりコールセンターを開設し、申請の受付を開始します。

1. 福岡市生活困窮者自立支援金コールセンター

申請全般についてのお問い合わせに対応するため、コールセンターを開設します。

- (1) 開設日：令和3年7月19日（月）
- (2) 電話番号：0120-322-256
FAX 番号：092-710-5502
- (3) 受付時間：平日 8時45分～17時30分

2. 申請受付

- (1) 申請期間：令和3年7月19日（月）から8月31日（火）まで（消印有効）
- (2) 申請方法：新型コロナウイルス感染症防止の観点から、原則郵送申請
- (3) 申請書等の送付について：
支援金の対象となる可能性のある方（再貸付終了等）に対して、7月下旬に申請書等をお送りします。福岡市ホームページからダウンロードすることも可能です。
(<https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/seikatujiritu/health/seikatsukonkyusyajiritussienkinn.html> : 7/19 公開)
- (4) 申請先：生活困窮者自立支援金 事務集中センター（福岡中央郵便局留め）

3. 支給方法等

- (1) 支給額（月額）：単身世帯 6万円、 2人世帯 8万円、 3人以上世帯 10万円
- (2) 支給方法：口座振込
- (3) 支給期間：原則3カ月

【問い合わせ先】

保健福祉局 生活福祉部 生活自立支援課
安樂・重村・池田
電話：711-4552（内線 2166）

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」について

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮世帯には、総合支援資金等の特例貸付の再貸付等の支援を行ってきたが、コロナの影響が長期化する中で、再貸付の終了等により、特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立や、それが困難な場合は円滑に生活保護の受給に繋げるために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給する。

2. 支給対象者 (1)～(5)すべてに該当する者

(1) 【再貸付終了等要件】 次のいずれかに該当する者。

- ① 県社会福祉協議会の特例貸付における総合支援資金の再貸付を受けた者で、最終借入月が申請月までに到来すること。
- ② 申請以前に、再貸付の申請が不決定となったこと。
- ③ 自立相談支援機関からの支援決定が受けられず、再貸付申請ができなかったこと。

▼収入要件

単身世帯	12万円
2人世帯	17万3千円
3人世帯	21万9千円
4人世帯	26万1千円
5人世帯	30万2千円
6人世帯	34万7千円
7人世帯	39万円
8人世帯	42万6千円
9人世帯	46万3千円
10人世帯	49万9千円

(2) 【生計維持要件】 申請月において、その属する世帯の生計を主として維持している者。

(3) 【収入要件】 申請月の世帯収入の合計が、次の合算額以下であること。

- ① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12（基準額）
- ② 生活保護の住宅扶助基準額

(4) 【資産要件】 申請日の世帯全員の金融資産の合計額が、上記基準額の6倍以下であり、かつ100万円以下であること。

▼資産要件

単身世帯	50.4万円
2人世帯	78万円
3人以上世帯	100万円

(5) 【求職活動等要件】 次のいずれかに該当する者であること。

- ① ハローワークで求職の申込みをし、以下の求職活動を行うこと。
- ア 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
- イ 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
- ウ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける
- ② 生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること。

【参考】総合支援資金等の特例貸付について

(1) 実施主体 都道府県社会福祉協議会

(2) 貸付金

- ①緊急小口資金 休業などにより一時的な資金が必要な方
20万円以内
- ②総合支援資金 失業などにより生活の立て直しが必要な方
60万円以内（20万円×3月）
延長（60万円以内）、再貸付（60万円以内）
- ③最大貸付金額 200万円 ①+②